官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四一）　二
○気象業務法施行令の一部を改正する政令（一四二）　二
〔法規的告示〕
○輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（経済産業五八）　二
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は第七十六回全国植樹祭に行幸啓になる件（宮内庁五）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一八三）　三
○情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一四五）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一四六）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通五七五）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局一七〇）　六
○道路に関する件（同一七一）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四一～四四）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局六四）　七
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一一）　七
〔国会事項〕
内閣　公正取引委員会　八
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（静岡労働局最低工賃公示一）　一〇
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配七一、七二）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁　一一
公示送達、建築基準適合判定資格者の登録の消除関係
裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　一一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第百四十一号）（国土交通省）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行期日は、令和八年五月二十九日とする。

◇気象業務法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十二号）（国土交通省）

1　洪水の特別警報の方法

気象庁が行う洪水の特別警報の方法を定める。（第五条関係）

2　高潮の共同警報の通知先

気象庁が国土交通大臣及び都道府県知事と共同して行う高潮の警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関と定める。（第八条第四号関係）

3　洪水の特別警報の通知先

気象庁が行う洪水の特別警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関と定める。（第九条関係）

4　施行期日

この政令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。（附則関係）